

# 入札公告(業務委託)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月7日

名古屋高速道路公社  
理事長 新開 輝夫

## 1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度車両管理業務委託
- (2) 業務内容 本業務内容は以下のとおりとし、同時に運行する台数は4台とする。
  - ア 車両の運行管理に関する業務
  - イ 車両の日常点検及びそれに附随する業務
  - ウ 車両の運転及びそれに附随する業務(文書及び荷物の搬送等を含む。)
  - エ 車両の燃料の補給及びそれに附随する業務
  - オ 車両の保管及びそれに附随する業務(車両の洗車を含む。)
  - カ 車両の損害賠償保険の手続きに関する業務(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく強制保険に関する業務を除く。)
- (3) 業務期間 令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 業務場所 名古屋高速道路公社本社 名古屋市北区清水四丁目17番30号  
名古屋高速道路公社黄金ビル 名古屋市中村区黄金通七丁目28番地の1
- (5) 最低制限価格の設定について  
本業務は、役務の提供に関する業務における最低制限価格制度の試行要領(平成26年通達第25号)に規定する、最低制限価格を設定しています。  
【最低制限価格については、別添の「最低制限価格算定の考え方」を参照のこと。】
- (6) 本業務の契約は単価契約とします。  
なお、入札は単価表の基本委託料月額(消費税及び地方消費税は除きます。)をもって行うものとします。
- (7) 本入札は、資料の提出及び入札等を『あいち電子調達共同システム(CALS/EC)』(以下「電子入札システム」という。)により行う(以下「電子入札」という。)対象業務です。  
なお、電子入札システムにより難しい者は名古屋高速道路公社(以下「公社」という。)の承認を得て紙入札方式に代えることができます。
- (8) 本業務の入札参加にあたり、電子入札システムでは次の入札方式及び工種を選択してください。  
入札方式 「コンサル」の「一般競争入札」  
工種 「建設コンサル」  
(電子入札システムで選択する工種は、システム上の分類であり、本業務の内容とは関係ありません。)

## 2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）を厳正に遵守していること。
- (5) 法令に定める厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働者災害保険の加入手続きを行っていること。
- (6) 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。
- (7) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
  - ・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (8) 平成23年度以降申請書提出日までに、公社又は愛知県内における官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定されている特殊法人等に限る。）発注の同種業務（車両運行管理業務）を元請けとして1年以上継続して履行し完了した実績があること。
  - ・同種業務（車両運行管理業務）とは、役員車、業務用の連絡車、送迎バス等の発注者が所有又は借り上げている車両の運行及び管理を請け負う業務とする。
  - ※ 管理とは、「運行前点検、保守点検、洗車及び車内清掃並びに燃料補給及び消耗品の補給等」をいう。
- (9) 下記ア～ウのいずれかの実務経験を有する車両管理責任者を選任できること。
  - ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に定める安全運転管理者の選任を受けた状態で1年以上の運転管理の実務経験を有する者。
  - イ 3年以上の運転管理の実務経験を有する者。
  - ウ 道路運送法（昭和26年法律第183号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく、1年以上の運行管理者の実務経験を有する者。
  - ※ 運転管理の実務とは、「自動車の運転手に対し運転について指示、指導し監督すること」をいう。
- (10) 配置予定車両管理責任者は、本業務の履行期間中は本業務の受注者と雇用関係があること。

## 3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号  
名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）  
電話052-919-5642
- (2) 入札説明書、設計図書、図面等の交付について  
交付希望者は、令和4年1月7日（金）午前10時00分から令和4年2月8日（火）午後4時00分までに、電子入札システム内の入札情報サービスよりダウンロードして

ください。

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

(3) 申請資料の提出期間及び方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出してください。

ア 期間 令和4年1月7日（金）から

令和4年1月17日（月）までの電子入札システム稼働時間（電子入札システム稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 方法 申請資料を、電子入札システムにより公社会計課に提出してください。アの期間の経過後に到達した場合は、本入札に参加することができません。

(4) 競争参加資格の確認結果は、令和4年1月26日（水）までに通知します。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和4年2月4日（金）午後4時00分まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 書面は持参又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」とします。

なお、郵送等の場合は提出期日前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(6) 入札書及び委託費内訳書の提出

入札書及び委託費内訳書（以下「入札書等」という。）は電子入札システムにより提出してください。

ア 入札書等の提出期間

令和4年2月7日（月）午前10時00分から

令和4年2月8日（火）午後4時00分までの電子入札システム稼働時間

（電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

イ 入札回数 3回

ウ 開札

(ア) 年月日 令和4年2月9日（水）

(イ) 場 所 名古屋市北区清水四丁目17番30号

名古屋高速道路公社 本社6階 会議室

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、

競争参加資格を有しない者に該当する。

イ 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 電子署名及び電子証明書のない電子入札

エ 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人の I C カードを使用する等 I C カードを不正に使用して行った電子入札

オ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成 18 年通達第 27 号）において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者のなかで、工事の請負契約等の取扱いに関する細則（平成 9 年名古屋高速道路公社細則第 2 号）第 5 条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、最低制限価格を下回った入札は失格とします。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(6) 詳細については入札説明書によります。

(7) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

(9) この入札は、愛知県及び名古屋市より令和 4 事業年度名古屋高速道路公社予算の承認が得られない場合は、取りやめ又は落札決定を保留します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

- ア 企業の業務実績
- イ 配置予定技術者の業務実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

- ア 企業に関する事項の業務の実績
- イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類
- (2) 業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類